2　法第六四条第四項の政令で定める事業年度等
法第六四条第四項の政令で定める事業年度は、令和二二年度とし、積立金等の処分に係る承認の手続等の所要の規定を設けることとした。（第二条～第六条関係）
3　借入金及び脱炭素成長型経済構造移行推進機構債の発行の限度額等
脱炭素成長型経済構造移行推進機構の金融機関等からの借入金及び脱炭素成長型経済構造移行推進機構債（以下「機構債」という。）の発行の限度額は、一兆八、〇〇〇億円とし、機構債の発行の方法を定める等の所要の規定を設けることとした。（第七条～第二五条関係）
4　附則
㈠　その他関係政令について所要の改正を行うこととした。（附則第二条～第一二条関係）
㈡　この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一六日）から施行することとした。

◇特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令（政令第三八〇号）（経済産業省・環境省）

1　特定家庭用機器に、有機エレクトロルミネセンス式のテレビジョン受信機（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）を加えることとした。（第一条関係）
2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇株式会社商工組合中央金庫法施行令の一部を改正する政令（政令第三八一号）（経済産業省）

1　商工組合中央金庫は、主務大臣が承認する日をその営業所の休日とするときは、その旨について、当該営業所の店頭での掲示に加え、主務省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第一二条関係）
2　第一の主務省令は、内閣府令・財務省令・経済産業省令とすることとした。（第一六条関係）
3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三八二号）（環境省）

1　特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成一一年法律第八六号。以下「法」という。）第一九条の規定による特定化学物質の排出量及び移動量の開示の実施に係る手数料について、全ての電磁的記録媒体による開示の実施に対応したものとすることとした。（第八条関係）
2　磁気ディスクについて、法第二〇条第一項に規定する磁気ディスクとすることとした。（第九条関係）
3　この政令は、公布の日の翌日から施行することとした。

◇介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（政令第三八三号）（厚生労働省）

一　介護保険法施行令の一部改正関係
介護保険法第一一五条の四五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）に関し、介護予防・日常生活支援総合事業費額が同条第四項の政令で定める額を超えると厚生労働大臣が認める市町村における事由は、災害による居宅要支援被保険者等の数の増加、介護予防の効果が高く、かつ、将来における介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の低減に資すると見込まれる新たな事業の実施、当該年度の七五歳以上被保険者数変動率が一を下回る市町村による将来における介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の低減に資すると見込まれる事業の実施その他の厚生労働大臣が定める事由とすることとした。（第三七条の一三第五項関係）
二　介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正関係
令和六年度から令和八年度までの第二号被保険者負担率を一〇〇分の二七とすることとした。（第五条関係）
三　施行期日
この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

政　令

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十二月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百七十三号

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十条第一項及び第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一のうち一　大使館の表アジアの項中「

シンガポール	708,600	680,300	637,800	566,900	496,000	425,200	368,500	340,100	311,800
」を「	283,500								
シンガポール	613,500	536,800	460,100	398,800	368,100	337,400	306,800	276,200	245,500
」を「	660,000	640,000	595,300	571,400	535,700	476,200	416,700	357,200	297,600
ブルネイ	618,300	593,500	556,400	494,600	432,800	371,000	321,500	296,800	272,000
」を「	247,300								
ブルネイ	309,500	285,700	261,900	238,100	214,200	190,400	166,600	142,800	119,000
」に、「	519,600	465,900	412,200	369,200	347,800	326,300	304,800	283,400	261,900
ミャンマー	380,400	358,000	335,700	313,400	291,000	268,700	246,300	224,000	201,700
」を「	710,000	690,000	648,400	626,000	592,500	536,700	480,900	425,000	369,200
ミャンマー	380,400	358,000	335,700	313,400	291,000	268,700	246,300	224,000	201,700
」に、「	710,000	690,000	648,400	626,000	592,500	536,700	480,900	425,000	369,200
モンゴル	613,400	593,200	563,000	512,700	462,400	412,000	371,800	351,600	331,500
」を「	311,400								
モンゴル	541,200	487,300	433,400	390,300	368,700	347,200	325,600	304,000	282,300
」に改め、同表中南米の項中「	700,000	680,000	639,900	617,900	584,900	551,900	518,900	485,900	452,900
コスタリカ コロンビア	700,000	680,000	639,900	617,900	584,900	551,900	518,900	485,900	452,900